

茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高等学校等を卒業後又は高等学校卒業程度認定試験に合格後、県内の医療機関に勤務する意思をもって医学部へ進学する者の保護者等の経済的な負担を軽減し、より多くの者が医学部に進学できるよう、金融機関から医学部進学のための教育資金の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において、茨城県医師教育資金利子補給金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「高等学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部をいう。

2 この要綱において、「医学部」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学の医学課程又は外国の医学校の医学を履修する課程（学校教育法に基づく大学の医学を履修する課程と同等以上であると知事が認めるものに限る。）をいう。

3 この要綱において、「金融機関」とは、茨城県が実施する茨城県医師教育資金利子補給事業の趣旨に賛同のうえ、当該事業の運用に対して連携及び協力することについて、知事と協定書の締結を行った金融機関をいう。

4 この要綱において、「茨城県修学資金等」とは、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金及び第14条第1項第3号に掲げる交付の条件を満たすことを妨げない就労義務が設けられている奨学金等として知事が認めるものをいう。

5 この要綱において、「医学生」とは、医学部に進学する者であって、他の就労義務を伴う奨学金等（茨城県修学資金等を除く。）の貸与を受けていない者をいう。

6 この要綱において、「教育資金」とは、金融機関が当該事業の趣旨に沿って用意した商品で、茨城県が指定したものをいう。

7 この要綱において、「保証料率」とは、保証を受ける者が保証者に支払う保証料、保険料又は手数料の率をいう。

8 この要綱において、「医療機関」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

9 この要綱において、「高等学校卒業程度認定試験」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために行われる試験をいう。

(利子補給対象者)

第3条 この要綱における利子補給の対象となる者（以下「利子補給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、別表1に掲げる対象要件を満たし、借入対象金融機関から医学部進学のための教育資金の融資を受けている者とする。ただし、利子補給の予約申請

時においては、この限りでない。

- (1) 医学生
- (2) 医学生の配偶者、3親等以内の血族又は3親等以内の姻族である者若しくは医学生と同一の世帯に属する者（以下「保護者等」という。）

（対象借入金）

第4条 利子補給の対象となる借入金（以下「対象借入金」という。）は、医学部進学に要する費用に充てるため金融機関から融資を受けた教育資金であって、3,000万円を限度とする。

2 ただし、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金及び茨城県海外対象医師修学研修資金の貸与を受けている場合は、2,000万円を限度とする。

（対象利子）

第5条 利子補給の対象となる利子は、利子補給対象者が金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約の約定利率をパーセントを単位として年利率で表したもので、年利率4パーセント（保証料率を含む。）を限度とする。ただし、延滞利息及び遅延損害金は、除くものとする。

2 前項の規定により算定した利子補給の額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（対象期間）

第6条 利子補給の対象となる期間は、医学生の正規の修学期間以内（最大72か月）とする。

（申請等の方法）

第7条 この補給金の交付にあたり、申請等は電子申請・届出システムにより行うことを原則とするが、紙による申請を行うことも認めることとする。また、各種申請等に必要な書類は、別表2のとおりとする。

（予約の申請等）

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、金融機関から、医学部進学のための教育資金の融資を受ける前に、あらかじめ利子補給の予約をしなければならない。利子補給の予約をしようとする者（以下「予約申請者」という。）は、「茨城県医師教育資金利子補給金交付予約申請書」（様式第1号。以下「予約申請書」という。）に別表2に掲げる書類及びその他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付予約者の決定及び通知）

第9条 知事は、前条の規定により予約申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、利子補給の交付予約者（以下「交付予約者」という。）を決定する。ただし、利子補給金交付予約適格となる予約申請が予算額に達すると判断した場合は、予約申請の受付を停止する。

2 知事は、前項の規定により交付予約者を決定したときは、当該交付予約者に対しては、「茨城

県医師教育資金利子補給金交付予約決定通知書」(様式第2号。以下「予約決定通知書」という。)を、交付予約者とならなかった者に対しては、「茨城県医師教育資金利子補給金交付予約不決定通知書」(様式第3号。以下「予約不決定通知書」という。)を、それぞれ通知するものとする。

3 交付予約者が、第11条に規定する利子補給金の交付申請書を期限内に提出しなかったときは、利子補給金の交付を受ける権利は自動的に失効するものとする。この場合において、当該年度内に交付申請をすることはできないものとする。ただし、交付予約者から、「茨城県医師教育資金利子補給金交付申請書提出期限延長依頼申請書」(様式第4号。)の提出があり、やむを得ない事由により期限内に提出することが困難であると知事が認める者については、この限りでない。

(交付予約の取下げ)

第10条 前条第2項の規定により通知を受けた交付予約者が、第3条に規定する利子補給対象者の条件を満たさなくなったときは、「茨城県医師教育資金交付予約申請取下げ申出書」(様式第5号。)により、速やかに知事に申し出なければならない。

(交付申請)

第11条 交付申請者は、「茨城県医師教育資金利子補給金交付申請書」(様式第6号。以下「交付申請書」という。)に、別表2に掲げる書類及びその他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第12条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該利子補給金を交付することが適当であると認めたときは、「茨城県医師教育資金利子補給金交付決定通知書」(様式第7号。以下「交付決定通知書」という。)により、当該交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ期間)

第13条 規則第8条第1項の知事の定める期間は、交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(交付の条件)

第14条 規則及びこの要綱による利子補給金の交付についての条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 利子補給の対象となる医学生は、茨城県地域医療支援センターが実施する個別面談等に参加すること。
- (3) 利子補給の対象となる医学生は、医学部卒業後10年以内に県内の医療機関に2年間以上勤務すること。

2 知事は、第12条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が対象借入金の償還を延納した場合は、償還を行うまでの間、利子補給金の交付を停止するものとし、償還を行った日の直後の利子補給金交付日に一括して交付するものとする。ただし、償還すべき日の属する年度を経過した償還金に係る利子補給金は、交付の対象としないものとする。

（変更の届出）

第15条 交付決定者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、「茨城県医師教育資金利子補給金変更届出書」（様式第8号。）により、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約の内容を変更したとき。
- (2) 医学生及び交付決定者の住所又は氏名その他交付申請書に記載した内容に変更があったとき。
- (3) 対象借入金を繰上償還したとき。
- (4) 金融機関に対する割賦償還金の償還を行わなかったとき。

（利子補給金の請求及び実績報告）

第16条 交付決定者は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に金融機関に対して支払った利子に係る利子補給金について、「茨城県医師教育資金利子補給金請求書兼実績報告書」（様式第9号。以下「請求書兼実績報告書」という。）に、金融機関が発行する「茨城県医師教育資金利子補給金利子支払証明書」（様式第10号の1又は様式第10号の2。）及びその他知事が必要と認める書類を添えて、翌年3月末日までに知事に提出しなければならない。

（利子補給金の額の確定及び支払）

第17条 知事は、前条の規定により請求書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときには、交付すべき利子補給金の額を確定し、交付決定者に対して、「茨城県医師教育資金利子補給金確定通知書」（様式第11号。以下「確定通知書」という。）を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により、確定通知書を通知した場合は、当該通知した日から30日以内に、当該利子補給金の額を交付決定者に支払うものとする。

（交付の打切り又は返還）

第18条 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当したときは、利子補給の打切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 対象借入金を目的以外に使用したとき。
- (2) 金融機関以外の機関へ債務引受されたとき。
- (3) 対象借入金 が代位弁済等により弁済されたとき。
- (4) 利子補給の交付申請から利子補給の終了までの間に提出された書類に虚偽があったとき。
- (5) 他の就労義務を伴う奨学金等（茨城県医師修学資金等を除く。）の貸与や利子補給金の交付を受けたとき。
- (6) 利子補給の対象となる医学生が、医学部卒業後10年以内に県内の医療機関に2年間以上

勤務しなかったとき又は勤務する見込がなくなったと認められるとき。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月26日から施行する。

ただし、平成31年度に医学部へ進学した者に係る利子補給対象者は、改正後の要綱第3条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年8月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	対象要件	借入対象金融機関
県内出身者等	以下のいずれにも該当すること ・医学生が，平成31年度以降に大学に進学した者であること ・医学生が，県内の高等学校等を卒業又は高等学校卒業程度認定試験に合格していること ・保護者等が，第11条第1項の規定による利子補給の交付申請をする日において，引き続き1年以上県内に住所を有している者であること	株式会社常陽銀行 株式会社筑波銀行 茨城県信用組合 水戸信用金庫 結城信用金庫
その他	「県内出身者等」の区分の対象要件を満たさず，以下のいずれにも該当すること ・医学生が，令和5年度以降に大学に進学した者であること ・医学生が，茨城県医師修学資金，茨城県地域医療医師修学資金，茨城県海外対象医師修学研修資金のいずれかの貸与を受けていること	株式会社常陽銀行

別表 2 (第 7 条, 第 8 条, 第 1 1 条関係)

<別表 1 の「県内出身者等」の区分に該当する者>

内容	必要書類	電子申請 の場合	紙申請 の場合
予約の申請	交付予約申請書 (様式第 1 号)	不要	要
	進学(予定)者及び予約申請者の属する世帯 全員の住民票	要	要
	申請者が進学(予定)者の配偶者, 3 親等以内の 血族又は姻族であることを証する書類 (ただ し、予約申請者が進学(予定)者本人である場合 又は進学(予定)者と同一世帯に属する場合は 不要)	要	要
	進学(予定)者に係る次のいずれかの書類 ア 県内の高等学校等を卒業又は修了見込み, 若しくは卒業又は修了したことを証する書 類 イ 高等学校卒業程度認定試験に合格見込み であること又は合格したことを証する書類	要	要
提出期限の延 長申請	提出期限延長依頼申請書 (様式第 4 号)	不要	要
予約の取下げ	予約申請取下げ申出書 (様式第 5 号)	不要	要
交付の申請	交付申請書 (様式第 6 号)	不要	要
	金銭消費貸借契約書の写し及び金融機関が 発行する返済予定表等の写し	要	要
	次のいずれかの書類 (ただし、予約申請時に提 出している場合は不要) ア 県内の高等学校等を卒業又は修了したこ とを証する書類 イ 高等学校卒業程度認定試験には合格した ことを証する書類	要	要
	医学生の大学の在学証明書	要	要
変更の届け出	変更届出書 (様式第 8 号)	不要	要
補給金の請求 及び実績報告	補給金請求書兼実績報告 (様式第 9 号)	不要	要
	利子支払証明書 (様式第 1 0 号の 1 又は様式 第 1 0 号の 2)	要	要

<別表1の「その他」の区分に該当する者>

内容	必要書類	電子申請の場合	紙申請の場合
予約の申請	交付予約申請書（様式第1号）	不要	要
	進学(予定)者及び予約申請者の属する世帯全員の住民票	要	要
	申請者が進学(予定)者の配偶者、3親等以内の血族又は姻族であることを証する書類（ただし、予約申請者が進学(予定)者本人である場合又は進学(予定)者と同一世帯に属する場合は不要）	要	要
	次のいずれかの書類（ただし、既に大学に進学している場合は不要） ア 高等学校等を卒業又は修了見込み、若しくは卒業又は修了したことを証する書類 イ 高等学校卒業程度認定試験に合格見込みであること又は合格したことを証する書類	要	要
提出期限の延長申請	提出期限延長依頼申請書（様式第4号）	不要	要
予約の取下げ	予約申請取下げ申出書（様式第5号）	不要	要
交付の申請	交付申請書（様式第6号）	不要	要
	金銭消費貸借契約書の写し及び金融機関が発行する返済予定表等の写し	要	要
	次のいずれかの書類（ただし、予約申請時に提出している場合または既に大学に進学している場合は不要） ア 高等学校等を卒業又は修了したことを証する書類 イ 高等学校卒業程度認定試験には合格したことを証する書類	要	要
	医学生の大学の在学証明書	要	要
変更の届け出	変更届出書（様式第8号）	不要	要
補給金の請求及び実績報告	補給金請求書兼実績報告（様式第9号）	不要	要
	利子支払証明書（様式第10号の1又は様式第10号の2）	要	要